

第15回 鹿児島県ジュニアゴルフ大会

競技の条件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 使用球の規格

公認球リストはローカルルールひな型 G-3を適用する。(違反者は競技失格)

3. 使用クラブの規格

適合ドライバーヘッドリストはローカルルールひな型 G-1、溝とパンチマークの仕様はローカルルールひな型 G-2を適用する。(違反者は競技失格)

4. 競技終了時点

本競技は、競技委員会の作成した順位表が掲示された時点をもって終了したものとみなす。

5. ホールとホールの間での練習禁止

ゴルフ規則5. 5bを適用する。但し、9ホール終了後、パッティンググリーンとアプローチの指定練習場での練習は認める。

6. プレーの中断と再開

(1) プレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、ゴルフ規則5. 7に従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーは中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間にいるときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。

この条件の違反の罰は競技失格(ゴルフ規則5. 7b)

(3) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレーの中断：短いサイレンを繰り返して通報する。

または サイレンを使用せず本部より競技委員を通じて競技者に連絡する。

険悪な気象状況による即時中断：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開：2回の長いサイレンを鳴らして通報する。

7. 距離測定器

ゴルフ規則4. 3aを適用する。

8. スコアカードの提出は、スコアリングエリア方式を採用する。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって表示する。
2. 修理地は、青杭を立て白線をもってその限界を表示する。
3. レッドペナルティーエリアは、赤杭又は赤線をもってその限界を表示する。
4. 排水溝は、動かさない障害物とする。
5. 人工の表面を持つ道路及びそれに接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
6. 電磁誘導カート用の2本の人工の表面を持つ軌道、全幅をもってカート道路とみなす。球がこのカート道路の上にある場合、競技者はゴルフ規則16. 1aの救済を受けなければならない。

このローカルルールの違反の罰は2打

7. 7番ホール及び16番ホールにおいて、第1打目がレッドペナルティーエリアに入った場合、競技者はゴルフ規則17. 1dの救済を受けるか、または1打罰のもとに指定ドロップゾーンからプレーすることができる。

注意事項

1. 目的外グリーンに球がある場合やスタンスがかかる場合、その基点よりホールに近づかず、その目的外グリーンから完全な救済を受けなければならない。
2. 競技の条件やローカルルールに追加、変更があるときは、スターティングホールのティーイングエリア付近に掲示して告知する。
3. グリーン保護のため、メタルスパイクシューズ及びタウン用シューズの使用を禁止する。必ずコース専用のシューズに履き替えること
4. 練習は指定練習場にて行い、打放し練習場においては備え付けの球を使用し、スタート前の練習は1人25球を限度とする。
5. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけないよう注意すること。なお、プレーの進行を不当に遅らせた場合はペナルティを課す。
6. スタートの呼出は一切行わないので、各自スタート時間5分前までにはスターティングホールに待機すること。
7. プレーする服装は、マナーに留意し、必ず帽子を着用すること。
8. 高校男子・中学男子・女子の部の電動カートの使用は認めない。

競技委員長 笹原春雄